

以下規約、レッスン受講希望者 _____ を乙とする。

第一条 (名称)

このスクールの名称は、**うたでっせー♪**と称します。以下甲と称します。

第二条 (目的)

甲はボイストレーニングスクールです。

第三条 (運営・管理)

甲の運営管理は、**うたでっせー♪**が行います。

第四条 (受講生)

甲の受講生 (以下「乙」と称します。) は、この規約及び甲が個別に定めた事項に従うものとします。

第五条 (受講資格の譲渡)

受講資格は、ご本人に限ることとします。この受講資格は、譲渡もしくは相続その他、包括継承出来ないものとします。

第六条 (未成年者)

未成年者が入会希望の場合、その保護者が体験レッスン等に同伴するものとします。上記とは別に保護者の同意書を要します。
この場合、保護者はこの規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第七条 (入会手続き)

甲に入会を希望する者は、体験レッスン受講後、所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、この規約を承認した上で、申し込みを行うものとする。
同時に諸経費として金5,000円 (税別) と一回分のレッスン代金 (受講コースにより異なる) を、規定による支払方法にて甲に支払うものとする。
入会希望者が未成年者の入会の場合は第六条 (未成年者) に則り、その条件を満たした者のみ入会手続きを行えることとします。
入会希望者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力 (以下「暴力団等反社会勢力」と称します。) に属していると認められるときには、甲は入会を受け付けしないものとします。

第八条 (入会金)

初回の入会はキャンペーン中の為、入会金を無料とする。
ただし一度退会手続きを行い、再度入会の場合は初回に当たらないので、入会金として金10,000円 (税別) を甲に支払う義務があるものとする。

第九条 (教材費)

原則として不要。但し、コースにより必要な場合が有り。

第十条 (受講資格の喪失)

乙は次の場合に受講資格を喪失します。
1.二ヶ月間に渡って、予約、及び連絡が無かった場合
2.退会 (第十一条)、除名 (第十二条)、死亡のとき。

第十一条 (退会)

乙が退会する場合は、甲所定の書式にて退会届を本人もしくは、その保護者が、退会する月の一ヶ月までに提出し、承認を得たものとします。
(例: 3月末日で退会する場合、2月末日までに退会届を提出)
乙は退会日付までのレッスン料金について、支払うものとします。
また退会届を提出せずに受講資格の損失 (第十条) の1項があった場合は罰則金として、法律に照らし合わせて、甲は乙に対して請求出来るものとする。

第十二条 (除名)

甲は乙が次の各号に該当すると認めた場合は受講の禁止もしくは除名する事ができる。
1.この規約、その他甲が個別に定めた禁止事項等に違反したとき
2.暴力団等反社会勢力に所属していると認められたとき
3.暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入会させたとき
4.甲の名誉を毀損し、または秩序を乱したとき
5.故意または重大な過失により、甲の施設、設備などを破壊したとき
6.代表、スタッフの指示に従わないなどの行為により運営に支障をきたしたとき
7.入会に際して虚偽の申告をしたとき
8.他の受講生に著しい迷惑となる行為をしたとき
9.甲が不適格であると判断したとき
上記9項目の内、該当する項目があった場合、第十一条 (退会) に則り、法律に照らし合わせて、甲は乙に対して請求出来るものとする。

第十三条 (レッスン料金)

1レッスン制とし、次回レッスン予約時に次回分を支払う「前金制」とします。レッスン代金は各受講コースにより異なります。

第十四条 (返金)

乙が納付した入会金、レッスン代金、その他乙が甲に支払いを行ったものに対していかなる場合でも返金致しません。

第十五条 (営業時間/休校日)

甲が別に定めるものとします。地震、災害等、レッスンの実施が不可能と判断した場合は、休校とします。

第十六条 (レッスン予約/レッスン回数)

レッスンはフリースケジュール制とし、基本的にレッスン受講時に次回レッスン日を決めて頂きます。また、原則として月3回のレッスンの受講を最低回数と定める。(特別な場合もある。)但し、受験や出張等でやむを得ない事情での長期休暇は甲所定の申請書を提出し、甲の承認後認める。

第十七条 (レッスンの予約変更/キャンセル)

- 1.前日までに電話連絡を必要とします。メール又はメッセージツールを使用した連絡等は適用しません。
- 2.当日キャンセルの場合はキャンセル料として1レッスン分代金を頂戴致します。
- 3.度重なる当日キャンセルが3回続いた場合は、第十二条(除名)の9.を適用とし除名とする。また当方への営業妨害迷惑行為と見なし、速やかにキャンセル料を甲へ支払うと共に、第十二条(除名)の罰則金として、法律に照らし合わせて、甲は乙に対して請求出来るものとする。

第十八条 (遅刻/早退)

乙の都合により遅刻、早退をした場合、レッスンの延長は行わないものとします。

第十九条 (無断欠席)

乙による無断欠席は営業妨害迷惑行為と見なし、法律に照らし合わせて、甲は乙に対して請求出来るものとする。

第二十条 (紛失物/忘れ物)

乙がレッスン受講時に生じた紛失については、一切の責を負いません。また忘れ物につきましては、原則として3ヶ月保管の後、処分します。

第二十一条 (責任事項)

甲は、乙の受講中の損害及び疾病、窃盗その他事故について、一切の責を負わないものとし、乙は損害賠償の請求を行わないものとします。

第二十二条 (禁止事項)

- 乙に以下のことを禁止します。
- 1.許可無く物品の売買や営業行為、勧誘を行うこと
 - 2.他人を誹謗、中傷すること
 - 3.他人に対する暴力行為や威嚇行為
 - 4.危険物を持ち込むこと
 - 5.署名活動・宗教や団体等への勧誘行為
 - 6.その他、倫理・道徳に反する行為
 - 7.プロフィール及び履歴書などで許可なく甲の名前を使用する行為
 - 8.退会した者が許可なく甲の名前や支持者の名前を使用する行為

第二十三条 (変更事項の届け出)

乙は氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の変更があった場合には速やかに甲に届け出るものとする。

第二十四条 (受講生及び退会者の損害賠償責任)

乙は甲において自己の責に帰すべき事由により、甲または第三者に損害や侵害等を与えた場合にはその賠償の責を任ずるものとする。

第二十五条 (規約改定)

甲は必要に応じ、規約改定を行うことができるものとする。

第二十六条 (レッスン料金の変更)

社会情勢の変化や消費税の変更、価値評価の変化など必要とする場合に、レッスン料金の設定を変更することが出来ます。その際はレッスン生に告知するものとします。

第二十七条 (受講生の個人情報)

乙の個人情報は甲が保護し取り扱います。運営に必要な案内や連絡などの範囲で利用致します。

第二十八条（受講生の肖像権）

インターネット、パンフレット、チラシ等にレッスン風景や活動風景を写真掲載することがあります。その際はプライバシーの面から、会員の肖像権等を侵害しないように十分に配慮することとします。

第二十九条（規約制定日）

平成28年8月27日

第三十条（規約更新日）

平成28年8月27日

平成30年5月17日

平成31年2月3日

個人情報管理規定

うたでっせー♪では、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守し、大切な個人情報の保護に万全を尽くします。

個人情報の利用目的について

収集した個人情報を次の目的で利用致します。

- 1.ご連絡を差し上げるため
- 2.お問い合わせに対する回答のため
- 3.サービス提供のため

個人情報の第三者への提供について

取得して個人情報を第三者に開示または提供することはありません。

ただし次の場合は除きます。

- 1.ご本人の同意がある場合
- 2.警察からの要請など、官公署からの要請の場合
- 3.法律の適用を受ける場合

〒546-0043

大阪府大阪市東住吉区駒川1-4-2

